

# 全国木材資源リサイクル協会連合会

## 平成 29 年度第 1 回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成 29 年 6 月 8 日(木) 14:30～

開催会場 中央区立環境情報センター 第1研修室

出席者

委員

全国木材資源リサイクル協会連合会・関東協会	原 信男 委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
(株) グーン	桑野 俊 委員
フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	仁木 智之 委員
住友大阪セメント(株)	土橋 真 委員
	田中 健太郎 委員
(株)エコグリーン	山口 良治 委員
JFE エンジニアリング(株)	金森 聖一 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員

地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員	
	小島 雄一 委員	
近畿協会事務局	三砂 和浩 委員	木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員	(有)赤碓清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員	中山リサイクル産業(株)

(事務局) 戸取 明子(関東協会)

十川 有子(連合会)

<会議概要>

### 1 委員長挨拶

ただいまより本年度第1回木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会を開催させていただきます。本日は委員全員の方にご出席頂き、ありがとうございます。昨年度までの委員長の澤地が退任し、今回から私が委員長を務めさせていただきますので、皆様ご協力宜しくお願いします。(原委員長)

## 2 議事要旨

### (1) 建設系廃木材需給調査について

(原委員長)

本調査については、昨年度に本委員会で議論を重ねて頂き、3月の委員会で国際航業(株)から最終報告を受けた。その報告書から事務局で概要版を作成し、4月の理事会で内容の報告をした。本委員会では事務局からは概要版についての説明があった。

また、この推計結果をもとに数カ所の関係機関にヒアリングを行った。以下その内容について説明があった。

A社へのヒアリングでは、住宅の着工と解体は相関が高く、解体は減少するだろうとの見方であった。B社へのヒアリングでは、住宅の寿命をもとにしたワイブル分布の推計結果(発生量微増の結果)は、ストックとしての潜在的なポテンシャルである一方、住宅着工に相関させた解体量の推計(発生量減少の結果)は、実際に顕在化する発生量であると考えられ、この差を埋めるものが国の政策であるとの意見だった。C社へのヒアリングでは、現在入手可能なデータは全て使用しているとのことで、傾向としては、やはり住宅寿命よりは、着工と連動した発生量が現実的な数値に近いのではないかと述べていた。

本報告は、最終的なミス記載の箇所を訂正した後、連合会ホームページの会員専用ページでアップする予定。また、関係団体へのヒアリングも引き続き行い、さらに意見提出の材料として検討していきたい。(原委員長)

意見：本編の膨大な報告資料だけではなく、概要版とヒアリング内容をまとめた補足意見を合わせて載せると、情報公開としても良い材料になるのではないか。(矢吹委員)

意見：今後、この推計結果のフォローとして実績値と比較して検討していくことが課題となる。(原委員長)

### (2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定について

#### ・FITにおける一般木質の取扱いについて

(原委員長)

諸般の事情から、FITにおける一般木質の取扱いについて整理する必要がある、委員長から以下の説明があった。

国との検討会の場で、「仮に一度でも廃棄物と認定されているものであれば、FIT法において一般木質バイオマスの区分になることはなく、一般廃棄物、建設廃材に区分されるものと考えている」という発言を受けて、連合会としてもFITにおける24円材の定義を再度確認する必要がある。

- ① 資源エネルギー庁のFITの調達価格区分によると、バイオマスの定義の中で、間伐材等由来と一般木質及び建設資材廃棄物が木質バイオマスに該当する。
- ② 林野庁の木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&Aでは、問3-16において、逆有償となっている産業廃棄物について、「建設資材廃棄物に該当しないものであって、本ガイドラインに基づき由来の証明が可能なものについては、一般木質バイオマスとしての価格が適用され、証明できないものについては、建設資材廃棄物と同等の区分が適用され」と記載されており、屋敷林や果樹園などの伐採制限の対象とならない立木についても、由来証明がなされれば、一般木質の価格が適用される。
- ③ 国交省の建設リサイクル法Q&Aの建設資材の定義によれば、「建設資材とは土木建築に関する工事に使用する資材と定義されており、伐採木、抜根材、梱包材等は建設資材ではないので、建設リサイクル法による分別解体等・再資源化等の義務付けの対象とはならない」と記載されている。

上記③により建設資材廃棄物に該当しないもので、②の由来証明がなされたものは、①の一般木質の24円材となり、連合会のFIT事業者認定の審査において特に問題はないことが確認された。

〈以下木質バイオマスの定義及び、一般廃棄物17円材について質疑応答〉

質問：一般廃棄物がなぜ木質バイオマスに該当しないのか。17円で経産省から認定を取っているバイオマス発電所は多くある。(芦塚委員)

回答：剪定枝等木くずは自治体の清掃工場などで使用されている。(原委員長)

質問：震災廃棄物は一般廃棄物に該当するので、熊本地震後、九州の発電所は17円の申請を再度行った経緯がある。メーカー側としても、剪定枝等の一般廃棄物の木くずを取り扱っているの、それらを発電所に納入すれば17円材となるのでは。(河野委員)

回答：環境省の廃棄物処理施設におけるFIT制度ガイドブックによれば、街路樹の剪定枝等は一般廃棄物に含まれ、調達区分は「廃棄物系(木質以外)バイオマス」に該当し、17円となると記載されている。(原委員長)

意見：一般廃棄物と産業廃棄物の許可を持っているメーカーに、自治体の剪定枝等を受け入れたら許可内の量であれば17円材となり、産廃生木を受け入れたら、由来証明があれば24円材、なければ13円材になる。(矢吹委員)

質問：九州では震災廃棄物の処理のため、発電所が17円材を取扱う変更申請を出した。しかし震災廃棄物の処理が終わった後も17円枠があるなら、我々が現

在一般廃棄物として受け入れているものを、発電所に納入できるのだが、その証明についてはどのようにされるのか。(河野委員)

回答：FITの事業者認定団体としては、証明に関しては一般廃棄物は証明できないので、それは排出した市区町村の管轄となるだろう。(原委員長)

意見：一般廃棄物をメインに取り扱うFIT発電所が出てきており、また既存の発電所も未利用木質だけでは材が足りなくなれば、今後もっと増えていくことが予想される。(矢吹委員)

意見：木質バイオマス証明の事業者認定団体としては、現段階では一般廃棄物の証明に関わることができないのだが、今後17円で売電する発電所が増えればどのような対応をすべきか検討していくことが必要だろう。(原委員長)

質問：果樹園の剪定枝の取り扱いはどのようにになっているか。(河野委員)

回答：北日本では、自治体の判断によるところが多い。果樹園の剪定枝を市町村が一般廃棄物だとしているところは、我々の認定外となるので17円となり、市町村が果樹園の剪定枝は一般廃棄物ではないとしているところは、一般木質として認定できる。(小島委員)

・FIT制度における問題点について (小島委員)

北日本協会の会員から寄せられた、FIT制度に関する問題点について、北日本協会の小島委員から報告があった。

FIT制度において、伐採業者等の証明、製材所等の証明、チップ加工業者の証明など証明の連鎖によって、発電事業者から電力会社に固定価格で売電するという流れがあるが、実際には、例えばチップ加工業者は、伐採業者等の証明を添付する必要はなく、チップ加工業者が独自に証明書を発行することとなっている。そのため、以下2点の可能性の指摘を会員から受けた。

- ① 未利用材に該当しない杉などの原木を集荷→未利用材としてチップ工場に出荷
- ② 建設廃材と未利用材を集荷してチップ化→混合して未利用材のチップとして出荷

我々認定する団体としては、FIT認定事業所に立ち入り検査などができるわけだが、現実的には、マンパワーや経費の不足により困難な実態のため、認定団体における権限の強化など制度的側面への要望を会員から受けている。そこで、国の制度が不十分なことから不正が容易に行われ、国民に不利益が生じるという申し出により、山形の行政評価事務所へ意見提出した。担当者からの回答としては、こうした意見は様々な団体から同様の意見が出されれば対応される可能性は高くなるとのことで、現段階ではこの意見を総務省本省に上げているとのこと。総務省から関係省庁に伝えられれば、対応が図られる可能性がある

ると聞いている。

上記の問題から北日本として検討した改善策としては以下3点ほど挙げられる。

- ① 立ち入り調査等の適正な運用を確保するために、認定団体に対して国から助成金を出して検査を委託すること。
- ② ガイドラインでは証明の連鎖が必要とされているが、実際には取扱った業者が独自の証明書を出しているため、不正防止のため、証明書等が木材の発生段階から発電所で消費されるまで一連で処理、管理されること。
- ③ 上記①②について、省令(施行規則)で定められること。現段階ではガイドラインのみであり罰則等がないため、検査方法に関する規定の整備や認定団体の権限の明確化および、罰則等が必要である。

北日本協会としては、関係機関や団体と情報共有し連携しながら取り組んでいるが、連合会としても制度改善に向けて取り組んでいただきたい。

意見：そもそもFIT制度が開始された当初から、罰則のないガイドラインでは不正が行われうるという懸念はあり、連合会の国への要望でも罰則の創設について含んでいる。引き続き要望していくことが重要である。(三砂委員)

上記内容と関連して、木材サミット連絡会について原委員長より説明があり、木材サミット2017の主要課題に関するアンケート調査において、連合会として提出する内容について検討した。

とりわけ、上記の北日本協会における問題の指摘と、各地域協会から提出された、FITによるバイオマス発電について生じている問題等の事例集約について議論された。

### (3)平成29年度事業について (原委員長)

#### ・視察について

本年度の事業計画において予定されている視察について、候補地の選定を行った。三重、広島、群馬、千葉、福井、沖縄等の新規ボイラー、熱電併給の施設、森林組合やペレット製造施設など検討したが、議論の結果、高知県の住友大阪セメント(株)の須崎工場と他数カ所を視察先として決定した。

#### ・環境教育について

平成29年6月4日(日)に「第14回中央区エコまつり」の中央区立環境情報センターのブース内で連合会として出展し、その報告を事務局から行った。「間伐材プレートを使って工作しよう」というタイトルで、親子約35組に自由に工作

をしてもらいながら、環境教育の場として連合会活動のアピールを行った。間伐材のプレートは遠野興産(株)から、木の枝は石坂産業(株)から材料を提供頂き、工具は東京ボード工業(株)から貸して頂いた。なお、エコプロダクツ2017では、今回参加したエコまつりの内容をベースにしたワークショップを行う予定で合意された。

また、昨年度開催した「リサイクル木材で本棚をつくろう」の講座については、今年度は同内容にて、8月23日江戸川区子ども未来館、9月9日品川環境情報センター、12月16日中央区立環境情報センターの計3回と、規模を拡大して開催することとなり、開催予定について事務局から報告があった。

・各種アンケート調査について

例年実施している木質バイオマス需要調査及び、木質チップ等生産会員実態調査について、今年度も予定通り行うことが事務局から報告された。

上記アンケートとは別に、昨年度は建設系廃木材需給調査の一環で行った「発電事業者稼働状況調査票」について、全国のFITとRPSの発電所向けの調査を、今後継続して調査するかどうか議論した。検討の結果、隔年など毎年実施に拘らず、新規稼働発電所宛てに調査を行うことで合意された。

(4) その他報告事項

・地域別木質チップ市場価格実勢調査結果(速報)について (事務局 十川)

4月に実施した地域別市場価格実勢調査について、集計済の地域協会のみ速報値を事務局から報告された。速報値として報告された価格について、特に異議はなく了承された。今後未集計の地域協会の価格集計が終わり次第、連合会ホームページにて公表する。

その他、今年度の連合会理事長交代によるパンフレットの記載内容の変更については、該当ページのみ差し込み等で対応する方向で、事務局から話があった。

閉会 16:30

次回委員会は未定

(文責：十川)